

◎議 事 日 程（第 1 号）

平成22年11月30日（火曜日）午前10時00分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 市長招集あいさつ
- 日程第 5 文教福祉委員長報告
- 日程第 6 平成22年 9 月定例会
  - 請願第 2 号 子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める請願について（継続審査）
- 日程第 7 議案第63号 愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第64号 愛西市公共物管理条例及び愛西市道路占用料条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第65号 海部地区環境事務組合規約の変更について
- 日程第10 議案第66号 愛西市勝幡児童館の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第67号 愛西市草平児童館の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第68号 愛西市立田北部子育て支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第69号 愛西市立田南部子育て支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第70号 愛西市開治子育て支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第71号 愛西市早尾地区排水施設の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第72号 平成22年度愛西市一般会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第17 議案第73号 平成22年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第18 議案第74号 平成22年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第19 議案第75号 平成22年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第20 議案第76号 平成22年度愛西市水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第21 請願第 3 号 T P P 交渉参加反対に関する請願について
- 日程第22 請願第 4 号 T P P の参加に反対する請願について
- 日程第23 陳情第15号 保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情について
- 日程第24 陳情第16号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情について
- 日程第25 陳情第24号 住民の安心・安全を支える行政サービスの充実を求める陳情について
- 日程第26 議案第59号 愛西市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第27 議案第60号 愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

の一部改正について

日程第28 議案第61号 愛西市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第29 議案第62号 愛西市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

---

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

◎出席議員（24名）

1番	大野 則男 君	2番	島田 浩 君
3番	吉川 三津子 君	4番	大島 一郎 君
5番	下村 一郎 君	6番	永井 千年 君
7番	石崎 たか子 君	8番	竹村 仁司 君
9番	鷺野 聡明 君	10番	堀田 清 君
11番	鬼頭 勝治 君	12番	岩間 泰彦 君
13番	真野 和久 君	14番	加藤 敏彦 君
15番	日永 貴章 君	16番	榎本 雅夫 君
17番	加賀 博 君	18番	大島 功 君
19番	大宮 吉満 君	20番	八木 一 君
21番	山岡 幹雄 君	22番	前田 芙美子 君
23番	近藤 健一 君	24番	中村 文子 君

---

◎欠席議員（なし）

---

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	八木 忠男 君	副市長	山田 信行 君
教育長	五富利 清彦 君	会計管理者兼 会計室長	伊藤 忠俊 君
総務部長	水谷 洋治 君	企画部長	石原 光 君
収納担当部長	飯田 十志博 君	教育部長	山田 喜久男 君
経済建設部長	加藤 善巳 君	上下水道部長	大島 静雄 君
市民生活部長	篠田 義房 君	福祉部長	加賀 和彦 君
消防長	横井 勤 君	人事秘書課長	伊藤 辰明 君

---

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	服部 秀三	議事課長	伊藤 浩幹
--------	-------	------	-------



午前10時00分 開会

○議長（大宮吉満君）

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成22年12月愛西市議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・会議録署名議員の指名について

○議長（大宮吉満君）

日程第1・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、6番・永井千年議員、7番・石崎たか子議員の御兩名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・会期の決定について

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第2・会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期等につきましては、9月22日に議会運営委員会が開催され、日程等を協議いただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告していただきます。

○議会運営委員長（加賀 博君）

議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、去る9月22日に委員全員と正・副議長にも御出席をいただき開催いたしました結果、会期は本日11月30日から12月22日までの23日間と決しました。

また、委員会等の日程につきましては御配付のとおりでございますので、よろしく願いいたします。以上、報告を終わります。

○議長（大宮吉満君）

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日より22日までの23日間といたします。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日より22日までの23日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・諸般の報告について

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第3・諸般の報告を行います。

各一部事務組合議会が開催されておりますので、報告をしていただきます。

最初に、海部南部水道企業団議会議員の岩間泰彦議員、お願いいたします。

**○12番（岩間泰彦君）**

海部南部水道企業団の報告をいたします。

平成22年9月29日、海部南部水道企業団事務所におきまして、平成22年第3回定例会が開催されました。

付議事件、議員の派遣について、海部南部水道企業団議会議員の先進地視察研修は、全員賛成にて可決されました。なお、派遣場所は大阪市水道局で、期間は平成22年11月16日と17日の2日間で、既に研修済みでございます。

以上で報告を終わります。

**○議長（大宮吉満君）**

次に、海部地区水防事務組合議会議員の加藤敏彦議員、よろしく申し上げます。

**○14番（加藤敏彦君）**

海部地区水防事務組合の議会の報告をいたします。

10月19日午前10時より、津島児童科学館におきまして、海部地区水防事務組合議会が行われました。

付託された議案は2件でした。議案第5号は、先決処分の承認を求めることについてであります。内容は、愛知県市町村職員退職手当組規約の一部を改正する規約の提案で、これはあま市ができたことによる改正でした。議案第5号は、全員賛成で承認されました。

認定第1号：平成21年度海部地区水防事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてですが、内容は、歳入総額が3,143万9,369円、歳出総額が2,823万8,406円、差引残額が320万963円で、この認定については全員賛成で認定されました。

以上で報告を終わります。

**○議長（大宮吉満君）**

次に、海部地区環境事務組合議会議員の八木一議員、お願いいたします。

**○20番（八木一君）**

それでは、海部地区環境事務組合について御報告申し上げます。

平成22年第2回定例会が平成22年11月22日月曜日、場所、海部地区環境事務組合新開センターにおいて開催をされました。

付議事件といたしまして、認定第1号：平成21年度海部地区環境事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入総額43億5,564万6,114円、歳出総額42億3,568万1,480円、差引残額1億1,996万4,634円、これは全員賛成で原案のとおり認定をされました。

議案第16号：海部地区環境事務組合職員の給与に関する条例等の一部改正についてですが、これは賛成多数で原案のとおり可決されました。なお、組合の計画報告については、別紙のとおりでありますので、お目通しをよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

**○議長（大宮吉満君）**

次に、海部地区急病診療所組合議会議員の鷲野聰明議員、お願いいたします。

○9番（鷲野聰明君）

海部地区急病診療所組合の報告をいたします。

平成22年第4回臨時会が11月26日、海部地区急病診療所で行われました。

付議事件といたしましては、議案第4号：海部地区急病診療所組合職員の給与に関する条例等の一部改正についてでございます。これは、人事院勧告に基づいてのものでございますが、全員賛成で可決をされました。

以上で報告を終わります。

○議長（大宮吉満君）

次に、議長より報告をいたします。

監査委員より、平成22年8月から平成22年10月までにに関する出納検査についての検査報告がありましたので、それぞれの写しをお手元に配付いたしております。よろしくお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・市長招集あいさつ

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第4・市長招集あいさつを議題といたします。

市長、お願いいたします。

○市長（八木忠男君）

おはようございます。

本日、平成22年12月愛西市議会定例会をお願い申し上げました。議員の皆様におかれましては、師走を間近に控え何かと御多用の中にもかかわりませず、御出席をいただきましてありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。

1年の歳月が過ぎるのは早いもので、本年も残り1ヵ月となりました。振り返ってみますと、当地方に大きな災害もなく、平穏のうちにきょうを迎えられていることを喜んでいる次第であります。

主な事業であります総合斎苑建設工事につきましては、計画どおり進捗しており、議会最終日には現場を視察していただきたく予定をしております。よろしくをお願いいたします。

（仮称）学校給食センターにつきましては、10月に建設工事の安全祈願祭を終えて、工事に着手しているところでございます。

また、名鉄勝幡駅前整備事業に伴う用地買収につきましては、御理解と御協力によりすべての関係者に御調印をいただくことができました。

年間の主要行事につきましても大半を終えてきましたが、市制5周年記念植樹（COP10開催記念リレー植樹）につきましては、市民が生物多様性の趣旨を再認識し、市のさらなる発展を植樹に託して、環境問題を市民みずからの問題としてとらえる機会となりました。この事業

に協賛いただきました多くの企業、団体の皆様に厚くお礼を申し上げます。

記念式典では、市内外から来賓の御臨席を賜り盛大に挙行でき、これを契機として、市の将来像であります「人々が和み、心豊かに暮らすまち」愛西市づくりに邁進するとともに、マスコットキャラクターのお披露目もできましたので、今後は、イベント行事等を通じて本市の観光宣伝に活用してまいりたいと思っております。

文化祭、商工まつりでは市民交流の場として、またごみゼロ運動では、市民の皆様に環境美化に御協力いただき、厚くお礼を申し上げます。

安心・安全なまちづくり市民大会では、小学校児童の皆さんから募集した標語を代表児童が発表し、高校生の意見発表により認識も深めていただきました。これを契機に、交通事故防止や犯罪予防の意識づくりをさらに深められるよう呼びかけてまいります。

12月4日には、今年で5回目の愛知県市町村対抗駅伝競走大会が万博記念公園で開催されます。大会は、9区間29.7キロメートルを小学生から一般社会人がリレーするわけでありまして、昨年はモリコロ賞という賞を本市はいただいたところであります。ことしも選手が市町村の代表として出場していただきますので、応援するとともに健闘を祈るものであります。

先日、日本銀行名古屋支店から11月の東海3県の金融経済動向が発表されました。10月の景気は持ち直しを続けてきたが、ここに来て急速に減速しているよううかがわれるから、急速に減速していると判断が据え置かれました。個人消費においては、たばこ増税前の駆け込み需要や地元中日ドラゴンズの健闘に沸く応援セールなど、一時的に動きが出たが反動が心配されると説明されております。

このような中、限られた財源で緊急度、優先度等を勘案し、要望にこたえられるよう事業内容を精査し、国の制度改正による先行き不透明な部分や景気の低迷による市税等の減収も見込まれる厳しい中で、堅実な新年度予算にまとめていきたいと考えております。

今定例会に御提案申し上げます議案は、条例の一部改正6件、規約の変更1件、指定管理者の指定6件、補正予算5件、合計18件であります。それぞれの主な提案理由について述べさせていただきます。

最初に、議案第59号から議案第62号の4議案につきましては、本年8月に出されました人事院の国会及び内閣に対する給与改定に関する勧告に関するもので、議案第59号は職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の改定、議案第60号は議会議員、議案第61号は市長及び副市長、議案第62号は、教育長の期末手当の支給月数をそれぞれ1.65月を1.5月に改定するため、改めるものであります。

続きまして、議案第63号につきましては、佐織地区の諸桑団地地域し尿処理施設のコミュニティ・プラント使用料を改めるものであります。

議案第64号では、愛知県の道路占用料条例の改正に伴いまして、公共物占用料及び道路占用料の額を改めるものであります。

議案第65号では、市町村合併により組合を組織する団体数の減少に伴いまして、海部地区環境事務組合の経費の支弁方法を変更することについて、地方自治法の規定より改めるものでご

ざいます。

議案第66号から議案第70号までの5議案につきましては、それぞれ平成23年3月31日で指定管理期間が満了となりますので、更新するについて、指定管理者選定委員会の結果に基づき事業者の指定議決をお願いするものであります。

議案第71号につきましても、地元排水施設管理組合の指定議決をお願いするものでございます。

議案第72号：平成22年度愛西市一般会計補正予算（第3号）については、補正額14億9,629万1,000円を追加し、予算総額234億3,425万2,000円としております。

歳入の主なものは、交付額の決定により地方特例交付金で3,817万円、普通交付税で3億1,596万1,000円、国・県支出金8,603万2,000円、繰越金で10億5,612万8,000円を計上しました。

歳出の主なものは、総務費の基金費で、前年度決算剰余金の2分の1相当を積み立てるための財政調整基金積立金6億8,431万円、公共事業整備基金積立金6億1,888万9,000円、民生費で、障害者自立支援給付費6,923万円、国民健康保険特別会計繰出金1億154万1,000円、昨年度の生活保護費等負担金償還金1,613万7,000円などを補正計上いたしました。

議案第73号：平成22年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、事業勘定において補正額1億180万円であります。

歳入の主なものは、前期高齢者交付金の交付決定により2億1,986万7,000円を減額し、他会計繰入金1億154万1,000円と繰越金2億2,012万6,000円を充てました。

歳出の主なものは、療養諸費の不足が見込まれますので1億4,000万円を増額し、支払額確定に伴う介護納付金4,599万2,000円を減額するなどの補正をいたしました。

直診勘定においては予算額の増減はありませんが、歳入において、診療収入の費目が制度改正により老人保健診療報酬を減額し、後期高齢者診療収入を新規計上し、歳入受け入れを組み合わせ替えいたしました。

議案第74号：平成22年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）については、保険事業勘定において、歳入歳出それぞれ9万5,000円を減額し、総額35億4,588万6,000円としております。

内容としましては、サービス事業勘定への繰出金、繰入金の減額によるものであります。

サービス事業勘定については、歳入歳出それぞれ85万3,000円を増額し、総額4,138万5,000円としております。

歳入は、介護予防収入の介護予防支援計画費収入を増額し、保険事業勘定の繰入金を減額計上しました。

歳出は、介護予防支援事業費の新予防給付ケアマネジメント委託料を増額計上した補正予算であります。

議案第75号：平成22年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、5,000万円の増額補正であります。事業費の追加割り当てにより国庫補助金等を増額し、市債を減額計上いたしました。

議案第76号：平成22年度愛西市水道事業会計補正予算（第1号）については、収益的収入で補正額91万円を追加し、総額4億4,063万8,000円としております。補正内容としましては、収入で子ども手当負担分の補助金91万円を増額計上いたしました。

以上が本定例会に御提案申し上げます議案の主な内容でございますが、議案第59号から議案第62号までの給与改定4議案につきましては、本日御審議、御議決いただきますようお願いを申し上げます。

なお、細部につきましては、それぞれ担当部長から説明をさせていただきますので、各議案とも十分御審議をいただき、いずれも御議決賜りますようお願い申し上げ、招集のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### ◎日程第5・文教福祉委員長報告（委員長報告・質疑）

#### ○議長（大宮吉満君）

次に、日程第5・文教福祉委員長報告を行います。

平成22年9月定例会におきまして継続審査となりました請願第2号：子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める請願について御審査をいただきましたので、会議規則第38条第1項の規定に基づき、審査の経過並びに結果について御報告をお願いいたします。

文教福祉委員長、お願いいたします。

#### ○文教福祉委員長（真野和久君）

それでは、文教福祉委員会の報告をいたします。

文教福祉委員会は、11月12日午前10時30分から開催し、9月定例会の当委員会で継続審査とした案件を慎重に審査いただきました結果、お手元に委員会報告書の写しを配付していただいておりますように、請願第2号：子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める請願については、担当課に対して質疑を行い、委員から、国や県の動きはどの質問に対して、当初、来年度から子宮頸がん予防対策強化事業とされていたが、10月8日に閣議決定で円高デフレ対応緊急総合経済対策の中に盛り込まれた。補助金額などの細かい内容については、まだ決まっていないとの答弁でした。

また、ワクチン接種の効果はどの質問については、発症率を70%減少させることができる。接種すると10年から15年の効果があるとの答弁でした。

接種の対象者はどの質問に対しては、中学1年から高校1年までで、1学年350人から400人。全体で1,500人程度になるとの答弁でした。

全額無料にするのは難しいのではとの意見が出る中、委員より、内容の趣旨はよいと思うので、趣旨採択にしてはとの発言があり、採決の結果、全員賛成で趣旨採択とすることに決定されました。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（大宮吉満君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

以上をもちまして、文教福祉委員長報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・平成22年9月定例会請願第2号（採決）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第6・平成22年9月定例会請願第2号：子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める請願についてを議題といたします。

請願第2号につきましては、先ほど文教福祉委員長の報告のとおり、趣旨採択とするということで御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、請願第2号は、趣旨採択と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第63号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第7・議案第63号：愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（大島静雄君）

それでは、議案第63号について御説明させていただきます。

愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第123号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由としましては、この案を提出するのは、佐織地区諸桑団地地域し尿処理施設維持管理のため、コミュニティ・プラント使用料を改定する必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第123号）の一部を次のように改正する。

では、資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

今回の改正であります、合併前の佐織町コミュニティ・プラント使用料の項中「3,300円」を「4,300円」に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は、平成23年4月1日から施行させていただくものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第64号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第8・議案第64号：愛西市公共物管理条例及び愛西市道路占用料条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○経済建設部長（加藤善巳君）

それでは、議案第64号について御説明をさせていただきます。

議案第64号：愛西市公共物管理条例及び愛西市道路占用料条例の一部改正について。

愛西市公共物管理条例（平成17年愛西市条例第130号）及び愛西市道路占用料条例（平成17年愛西市条例第131号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由でございますが、この案を提出するのは、愛知県道路占用料条例の改正に伴い、公共物占用料及び道路占用料の額を改定する等の必要があるからでございます。

おめくりをいただきまして、愛西市条例第23号：愛西市公共物管理条例及び愛西市道路占用料条例の一部を改正する条例。

第1条 愛西市公共物管理条例（平成17年愛西市条例第130号）の一部を次のように改正するというごさいまして、議案第64号資料をごらんいただきたいと思ひます。

この新旧対照表において説明をさせていただきます。

まず、1ページ及び2ページの別表の関係でございますが、占用料について、地価に対する賃料の変動等を反映したものにするとということで、愛知県が占用料の改正を行ったのに伴ひまして、占用物件の種類、区分によりまして、それぞれ占用料の引き下げを行うものでございませう。

占用物件の種類の上から3番目の管類を設置する場合の区分について、改正前では外径が0.1メートル未満のものを初め6種類に分類をしておりましたが、改正後では、外径が0.07メートル未満のものを初め9種類に分類をしております。

続きまして、議案の2ページ、第2条、愛西市道路占用料条例（平成17年愛西市条例第131号）の一部を次のように改正するというごさいまして、これも資料の3ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思ひます。

第4条関係におきまして、第7号、ガス事業法第2条第9項について、項ずれによりまして、第2条第11項に改正をするものでございませう。

次に、第8号中、電気通信事業法「第12条第1項に規定する第1種電気通信事業者」を「第120条第1項に規定する認定電気通信事業者」に条文の訂正をするものでございませう。

次に、別表について「令第7条第8号に掲げる器具」を、号ずれによりまして、「令第7条第9号」に改正をするものでございませう。

続きまして、議案の2ページ、第3条、愛西市道路占用料条例の一部を次のように改正するというごさいまして、資料の方の4ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思ひま

す。

第4条について、第1号として、道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第8号に掲げる応急仮設建築物を加え、以下をそれぞれ1号ずつ繰り下げるとともに、号ずれによる字句の訂正を行いました。

次に、5ページからの別表をよろしくお願ひいたします。

先ほどの愛西市公共物管理条例と同様の理由によりまして、占用物件の種類、区分によりまして、それぞれ占用料の引き下げを行うものでございます。

6ページをお願いします。

中段の「法第32条第1項第2号に掲げる工作物」を、「法第32条第1項第2号に掲げる物件」に訂正するとともに、外径について6種類に分類していたものを、改正後は9種類に分類するものでございます。

おめくりをいただきまして、7ページの改正前の2段目の法第32条第1項第6号に掲げる施設の「祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの」を、改正後は「祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの」にするものでございまして、以下についても同様の趣旨で改正をしておりますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、8ページをお願いします。

改正後の表の一番下でございまして、令第7条第8号に掲げる応急仮設建築物を加えるものでございまして、上空、トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるものについて、占用面積1平方メートル1年につき、Aに0.014を乗じて得た額、そして、おめくりをいただきまして、その他のものとして、占用面積1平方メートル1年につき、0.025を乗じて得た額とするものでございます。

8ページにお戻りをいただきまして、改正前の表の一番下でございまして、令第7条第9号に掲げる器具について、Aに0.018を乗じて得た額を、またおめくりをいただきまして、表の下でございまして、Aに0.025を乗じて得た額に改正をするものでございます。

議案の6ページにお戻りをいただきまして、附則といたしまして、この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行とするものでございます。

経過措置といたしまして、平成23年4月1日前に許可を受けた者について、占用料が引き上がった者については、改正後の額になるまで、改正前の額に1年ごとに1.1を乗じて得た額とするものでございまして、よろしくお願ひいたします。

以上、よろしくお願ひをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第9・議案第65号（提案説明）

#### ○議長（大宮吉満君）

次に、日程第9・議案第65号：海部地区環境事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活部長（篠田義房君）

それでは、議案第65号について御説明をさせていただきます。

議案第65号：海部地区環境事務組合同規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定に基づき、平成23年4月1日から海部地区環境事務組合同規約を別紙のとおり変更することについて、議決を求めるものであります。本日提出、市長名。

提案理由といたしましては、この案を提出するのは、市町村合併により組合を組織する団体数の減少に伴い、海部地区環境事務組合同規約の組合の経費の支弁の方法を変更する協議について、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものであります。

1枚はねていただきまして、海部地区環境事務組合同規約の一部を改正する規約。

海部地区環境事務組合同規約（平成12年2月10日愛知県知事許可）の一部を次のように改正する。

それでは、内容に入っておりますので、別添資料の海部地区環境事務組合同規約の一部改正新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

まず、第9条第2項の表において、ごみ処理施設の維持管理に要する経費の項中(1)均等割と記載してございますところで、「100分の10」を「100分の5」に、(2)人口割においてと記載のところで、「100分の40」を「100分の45」に改めるというものでございます。

同表のし尿処理施設の維持管理に要する経費の項中(1)均等割において、「100分の10」を「100分の5」に、また(3)昼間人口割において、「100分の45」を「100分の50」に改めるというものであります。

1枚はねていただきまして、同条第3項中「前項の」を「第2項の規定による」に改め、同項を同条第4項としまして、同条第2項の次にこのような条文を入れるものでございます。前項の表のうち、あま市における昼間人口の算出については、同市への合併直前の甚目寺町、七宝町及び美和町の区域の流入人口及び流出人口の割合を国勢調査における同市の流入人口及び流出人口に掛け合わせて、旧甚目寺町分の昼間人口を除いて得たものとする。こういう文言の1項を同条第3項として加えるというものでございます。

もとに戻っていただきまして、附則といたしまして、この規約は、平成23年4月1日から施行するというものでございます。

以上、よろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第66号から日程第14・議案第70号まで（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第10・議案第66号から日程第14・議案第70号までを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○福祉部長（加賀和彦君）

議案第66号から議案第70号につきまして御説明をさせていただきます。

議案第66号：愛西市勝幡児童館の指定管理者の指定について。

愛西市勝幡児童館の指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日の提出、市長名で  
ございます。

記といたしまして、1. 施設の名称、愛西市勝幡児童館。2といたしまして、指定管理者と  
なる団体、愛西市江西町宮西38番地、社会福祉法人愛西市社会福祉協議会。3. 指定の期間、  
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで。

提案理由といたしましては、この案を提出させていただきますのは、愛西市勝幡児童館の指  
定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決に  
付する必要があるからでございます。

資料といたしまして、指定管理者候補者選定結果をつけさせていただいております。お目通  
しをいただきたいと思っております。

なお、以後の説明におきましては、議案番号、議案名、施設名、団体名とさせていただきます  
ので、よろしくお願いをいたします。

議案第67号：愛西市草平児童館の指定管理者の指定でございます。

1といたしまして、施設の名称、愛西市草平児童館。2といたしまして、指定管理者となる  
団体、愛西市町方町大山田61番地1、特定非営利活動法人夢んぼでございます。

続きまして、議案第68号：愛西市立田北部子育て支援センターの指定管理者の指定について。

1. 施設の名称でございますが、愛西市立田北部子育て支援センター。2といたしまして、  
指定管理者となる団体、愛西市町方町大山田61番地1、特定非営利活動法人夢んぼでございま  
す。

続きまして、議案第69号：愛西市立田南部子育て支援センターの指定管理者の指定について。

1. 施設の名称でございますが、愛西市立田南部子育て支援センター。2. 指定管理者とな  
る団体、愛西市須依町前田面157番地、社会福祉法人美和多福社会でございます。

最後に、議案第70号：愛西市開治子育て支援センターの指定管理者の指定について。

1. 施設の名称、愛西市開治子育て支援センター。2. 指定管理者となる団体、愛西市二子  
町上丸島92番地、社会福祉法人八開福社会でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第15・議案第71号（提案説明）

##### ○議長（大宮吉満君）

次に、日程第15・議案第71号：愛西市早尾地区排水施設の指定管理者の指定についてを議題  
といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○上下水道部長（大島静雄君）

議案第71号：愛西市早尾地区排水施設の指定管理者の指定について御説明させていただきます。  
す。

愛西市早尾地区排水施設の指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日の提出、市長名でございます。

記としまして、施設の名称、愛西市早尾地区排水施設。指定管理者となる団体、愛西市早尾町南前並10番地2、早尾地区排水施設管理組合。指定の期間、平成23年4月1日から平成24年3月31日まででございます。

提案理由といたしましては、愛西市早尾地区排水施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決に付する必要があるからでございます。

資料としまして、指定管理者の選定結果をつけさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第72号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第16・議案第72号：平成22年度愛西市一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画部長（石原 光君）

それでは、議案第72号：平成22年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について、内容について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正の関係でございますけれども、歳入歳出それぞれ14億9,629万1,000円を追加いたしまして、補正後の総額を234億3,425万2,000円とするものでございます。

4ページをお開きいただきたいと思います。

第2表 繰越明許費の関係でございます。この関係につきましては、総合斎苑の完成とあわせまして、周辺道路の道路改良事業、これは舗装工事の内容になりますけれども、それを実施するため、今回設定をお願いするというものでございますので、よろしくお願ひをいたします。

次に、歳入の関係でございます。

8ページ、9ページをお開きください。

8款地方特例交付金3,817万円の追加、9款地方交付税で3億1,596万1,000円の追加、この交付金につきましては、いずれも交付額の確定によるものということで、今回補正をお願い申し上げます。

13款国庫支出金で6,352万2,000円、14款県支出金で2,251万円と、それぞれ追加をお願いしております。これは、歳出で各事業に関連する歳入財源として補正計上させていただいております。また、一般財源に係る補正額につきましては、9月の決算で御承認をいただきました18款繰越金の全額を計上し、財源の収支を図っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

続きまして、歳出の主な内容について御説明を申し上げます。

恐れ入ります。12ページ、13ページをお開きください。

まず、2款の総務費の関係でございます。10目基金費、25積立金で13億319万9,000円の追加をお願いしております。財政調整基金積立金で、これは前年度決算剰余金の2分の1相当を積み立てるため、6億8,431万円を追加として計上させていただきました。また、公共事業整備基金積立金におきましては、庁舎統合事業など公共事業に備えるための財源として6億1,888万9,000円を積み立てるという内容で今回補正計上させていただいておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、収納担当部長より説明を申し上げます。

#### ○収納担当部長（飯田十志博君）

それでは、同じく12ページ、13ページでございますが、2款の総務費で、2項徴税费、3目徴収費におきまして、8節の嘱託徴収員の報償費としまして90万円の追加をお願いしております。これにつきましては、能率給としまして、徴収額の3%を報償費として徴収員へ支払っておりますが、経済情勢の厳しい中でございますが、当初予算で予定しておりました額より多くの市税を徴収していただいておりますが、その報償費に不足が生じる見込みとなりましたので、今回補正をお願いするものでございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、福祉部長より説明を申し上げます。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、3款民生費でございます。1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。20節の扶助費6,923万円の補正をお願いいたしております。障害者自立支援給付費でございます。障害福祉サービスの利用者の増加に伴いまして増額補正をお願いするものでございます。23節の償還金、利子及び割引料でございます。こちらにつきましては、平成21年度補助金の確定に伴う精算として返還をさせていただくものでございます。それから、28節繰出金、2目老人福祉費の繰出金でございますが、それぞれ後ほど特別会計のところで説明をさせていただきたいというふうに思っております。

続きまして、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、23節償還金、利子及び割引料22万9,000円でございますが、児童扶養手当給付費負担金返還金、こちらも21年度補助金の確定に伴う返還金でございます。

6目母子福祉費、20節の扶助費で169万2,000円の補正をお願いいたしております。自立支援教育訓練給付金等でございます。自立支援といたしまして、資格取得のための教育訓練受講費用の一部を給付するものでございますが、こちらも利用者増に伴いまして増額補正をお願いするものでございます。23節償還金、利子及び割引料でございますが、こちらにつきましては、21年度補助金の確定に伴います返還金でございます。

3項生活保護費でございます。はねていただきまして、1目生活保護総務費、13節委託料でございます94万5,000円、それから18節の備品購入費でマイナスの94万5,000円でございます。生活保護レセプト用のパソコンデータシステムの改修委託料でございますが、県の指導によりまして、予算の組み替えをお願いするものでございます。23節償還金、利子及び割引料でございますが1,613万7,000円、生活保護費等負担金返還金、こちらも21年度補助金の確定に伴いま

す返還金でございます。

続いて、上下水道部長より説明をさせていただきます。

**○上下水道部長（大島静雄君）**

続きまして、4款衛生費、1項保健衛生費、1目の保健衛生総務費でございますが、19節の負担金、補助及び交付金99万円につきましては、海部南部水道企業団との協定に基づく子ども手当に要する費用の負担金でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、経済建設部長から御説明申し上げます。

**○経済建設部長（加藤善巳君）**

それでは、続きまして、6款農林水産業費をよろしくお願ひいたします。1項農業費、1目農業委員会費、13節委託料におきまして88万2,000円の補正計上をお願ひしております。これは、改正農地法に基づく農地基本台帳の整備を行うために、農地基本台帳システム改修の委託料としてお願ひをするものでございます。

これに伴う歳入としまして、県補助金を同額計上いたしました。よろしくお願ひいたします。一般会計補正予算につきましては、以上でございます。よろしくお願ひをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第17・議案第73号（提案説明）**

**○議長（大宮吉満君）**

次に、日程第17・議案第73号：平成22年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

**○市民生活部長（篠田義房君）**

それでは、議案第73号：平成22年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明をさせていただきます。

まず、事業勘定におきましては、歳入歳出予算の総額で歳入歳出それぞれ1億180万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ71億1,223万4,000円とさせていただくものでございます。

それでは、補正の内容について説明に移りたいと思ひます。

補正予算書の8ページから9ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費におきまして、国保連合会次期共同電算システムに対応するための委託料といたしまして202万4,000円の追加を、また3項運営協議会費におきましては、国保運営協議会委員報酬15万7,000円を、また2款保険給付費、1項療養諸費においては、一般被保険者療養給付費1億4,000万円の追加をそれぞれお願ひするものでございます。

5款介護納付金、1項介護納付金においては、支払額確定に伴いまして、介護納付金4,599万2,000円の減額をお願ひするものでございます。

また、11款諸支出金、交付額確定に伴いまして、出産一時金返還金28万円と療養給付費等負

担金返還金の533万1,000円、この2件を合わせまして、予算書のとおり561万1,000円の追加をお願いしております。

次に、補正予算書、6ページ、7ページをお開きください。

歳入の関係でございます。

4款前期高齢者交付金においては、同交付金の交付決定によりまして2億1,986万7,000円を減額し、8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金におきましては、職員給与費等繰入金として218万1,000円の追加を、その他一般会計繰入金につきましては9,936万円の追加を、9款繰越金におきましては、前年度繰越金2億2,012万6,000円の追加計上をお願いしているものでございます。

次に、直営診療施設勘定についてであります。これにつきましては、予算額の増減はございません。

直営施設勘定の補正予算の2ページから3ページをお開きください。

歳入におきまして、1款診療収入、1項外来収入において、制度改正により新たに後期高齢者診療報酬収入という名称で7目として設けまして、3目老人保健診療報酬収入に計上してあります本年度予算額を減額し、先ほど申し上げました、新しく設けました目に新規計上して移しかえるというものでございます。

これにつきましては、大変申しわけございませんでした。この医療制度が改正された折に、このように当初からすべきであったものを、近々までこうした形にすべきことに気がつきませんでした。それで、今日までまいったわけでございますが、今回、補正という形をとって改めさせていただくものでございます。

以上、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第18・議案第74号（提案説明）

##### ○議長（大宮吉満君）

次に、日程第18・議案第74号：平成22年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○福祉部長（加賀和彦君）

議案第74号：平成22年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億4,588万6,000円とし、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ85万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,138万5,000円とするものでございます。

補正予算書の最終ページをごらんいただきたいと思います。

サービス事業勘定の歳出でございます。サービス事業勘定の8、9ページでございます。一

番最後のページでございますが、2款介護予防事業費でございます。1項介護予防支援事業費、1目介護予防支援事業費で、13節委託料85万3,000円の補正をお願いいたしております。新予防給付ケアマネジメント委託料でございます。この内容は、新予防給付ケアマネジメントでございますが、介護支援専門員がアセスメントを実施いたしまして、介護予防サービス計画を作成するもので、地域包括支援センターと指定居宅介護支援事業所に委託をして行っておるわけでございます。認定者数の増等によりまして、補正をお願いするものでございます。

1枚戻っていただきまして、サービス事業勘定の歳入でございますが、1款サービス収入、4項介護予防事業収入、1目介護予防支援計画費収入でございます。1節介護予防支援計画費収入といたしまして94万8,000円の補正をお願いするものでございます。介護予防支援計画費収入といたしまして、国保連合会より介護給付費として受け入れるものでございます。なお、この9割につきましては、先ほどの歳出の委託料の財源となり、1割は事務費として市の収入として受け入れるものでございます。

したがって、2款の繰入金のところ、1項保険事業勘定繰入金、1目保険事業勘定繰入金、1節保険事業勘定繰入金でマイナス9万5,000円でございますが、先ほど申し上げましたように、事務費としての市の収入ということになりますので、繰入金をここで減額させていただくものでございます。

5枚ほど戻っていただきまして、介護保険事業勘定の歳出の8、9ページをごらんいただきたいと思いますが、先ほど申し上げました介護予防支援事業費の繰入金を市の収入として減額させていただいておりますが、そういった一般会計に戻すための手続きがこちらの会計で処理をさせていただいております。

6款諸支出金、2項繰出金、2目介護サービス事業勘定繰出金で、28節の繰出金で9万5,000円の減額をさせていただいております。

1枚戻っていただきまして、歳入でございますが、8款繰入金、1項一般会計繰入金、4目その他一般会計繰入金、介護サービス事業勘定繰出分繰入金を9万5,000円減額させていただいておりますが、一般会計の繰入金を減額することによりまして、先ほどの事務費が市の収入として受け入れるということになります。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・議案第75号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第19・議案第75号：平成22年度愛西公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（大島静雄君）

議案第75号：平成22年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明させていただきます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ5,000万円を追加し、歳入歳出それぞれ11億3,920万1,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、10ページ、11ページをごらんいただきたいと存じます。

公共下水道施設建設費につきまして、工事請負費を5,000万円計上させていただいております。

歳入につきましては、戻っていただきまして、8ページ、9ページをごらんいただきたいと思っております。

これにつきましては、事業の追加割り当てにより、分担金6,020万円、負担金3,980万円、国庫補助金1,700万円を増額し、市債の6,700万円の減額をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第20・議案第76号（提案説明）

##### ○議長（大宮吉満君）

次に、日程第20・議案第76号：平成22年度愛西市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○上下水道部長（大島静雄君）

議案第76号：平成22年度愛西市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明させていただきます。

議案書の第2条の収益的収入といたしまして、収入補正額としまして91万円を追加し、総額4億4,063万8,000円とするものでございます。本日の提出で、市長名でございます。

詳細につきましては、補正予算に関する説明書7ページをお願いいたします。

2目他会計補助金で91万円の補正額で、内訳は子ども手当負担金であります。一般会計からの繰入金でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

##### ○議長（大宮吉満君）

ここでお諮りいたします。時間も大分経過いたしておりますので、休憩をとりたいと思っております。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

それでは10分程度の休憩をとって、11時15分から再開ということになります。

なお、先ほど文教福祉委員長から、委員会報告書の写しであります。配付漏れがありましたので、本日中に御配付させていただきます。申しわけございませんでした。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

##### ○議長（大宮吉満君）

休憩を解きまして、会議を再開したいと思います。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・請願第3号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第21・請願第3号：TPP交渉参加反対に関する請願についてを議題といたします。

この件につきましては、紹介議員より説明をお願いしたいと思います。

○17番（加賀 博君）

TPP交渉参加反対に関する請願書の説明をさせていただきます。

愛西市市議会議長 大宮吉満様。請願者、津島市大縄町9丁目63番地、あいち海部農業協同組合、代表理事組合長 日永熙。紹介議員、私加賀博でございます。

提案説明は、請願の本文6行目から朗読し、説明にかえさせていただきますので、よろしくお祈りします。

政府は、11月9日に包括的経済連携に関する基本方針を閣議決定し、この中でTPPについての参加・不参加を先送りしたものの、関係国との協議を開始すると判断している。TPPは、関税撤廃の例外措置を認めない完全な貿易自由化を目指した交渉である。

私たち農業者・JAは、工業製品の輸出拡大や資源の安全確保を否定するものではない。しかし、この国が貿易立国として発展してきた結果、我が国は世界で最も開かれた農産物純輸入国となり、食料自給率は著しく低下した。

例外を認めないTPPを締結すれば、日本農業は壊滅する。農家所得が保障されても輸入は増大し、国内生産は崩壊していく。関連企業は廃業し、地方の雇用が失われる。これでは、国民の圧倒的多数が望む食料自給率の向上は到底不可能である。

EPAは、交渉参加国の相互発展と繁栄を本来の目的とすべきである。我が国がTPP交渉に参加しても、この目的は達成できない。したがって、私たちは我が国の食料安全保障と両立できないTPP交渉への参加に反対であり、断じて認めることはできない。

以上が私たちの農業者の総意であり、何とぞこの趣旨を十分御理解いただき、愛西市議会での採択により、国、政府に対して強く働きかけを行っていただきますよう請願いたします。以上です。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第22・請願第4号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第22・請願第4号：TPPの参加に反対する請願についてを議題といたします。

この件につきましては、紹介議員より説明をお願いいたします。

○14番（加藤敏彦君）

請願第4号：TPPの参加に反対する請願について提案説明をいたします。

請願団体は、西尾張農民組合、代表者は中島義雄氏です。紹介議員として、日本共産党議員団の私加藤と、下村、永井、真野の4名であります。

請願趣旨を朗読させていただき、説明とさせていただきます。

菅首相は、臨時国会冒頭の所信表明演説で、環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）交渉の参加を検討し、アジア太平洋貿易圏の構築を目指すとして表明し、そのための検討を行っています。

ＴＰＰは、原則としてすべての品目の関税を撤廃する協定で、農水省の試算でも、我が国の食料自給率は40%から14%に急落し、米の生産量は90%減、砂糖、小麦はほぼ壊滅します。農業生産額4兆1,000億円、多面的機能3.7兆円喪失、実質ＧＤＰが7.9兆円、雇用が340万人減少するとしています。北海道庁の試算でも、北海道経済への影響は2兆1,254億円に及び、農家戸数が3万3,000戸も減少するとしています。

このように、重要な農産物が例外なしに関税が撤廃されれば、日本農業と地域経済、国民生活に与える影響は極めて甚大であり、国民の圧倒的多数が願っている食料自給率の向上とＴＰＰ交渉への参加は絶対に両立しません。

今求められることは、食料をさらに外国に依存する政策と決別し、世界の深刻な食料需給に正面から向き合い、40%程度にすぎない食料自給率を向上させる方向に大きく踏み出すことと考えます。

以上の趣旨から、下記の事項についての意見書を政府関係機関に提出することをお願いいたします。

請願項目として、一つ、環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）に参加しないこと。以上であります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第23・陳情第15号、日程第24・陳情第16号及び日程第25・陳情第24号（提案説明）

##### ○議長（大宮吉満君）

お諮りいたします。日程第23・陳情第15号：保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情について、日程第24・陳情第16号：介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情について、日程第25・陳情第24号：住民の安心・安全を支える行政サービスの充実を求める陳情についてを一括議題とし、会議規則第36条第3項の規定によって提案説明は省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、提案説明を省略いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第26・議案第59号（提案説明・質疑・討論・採決）

##### ○議長（大宮吉満君）

次に、日程第26・議案第59号：愛西市職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○総務部長（水谷洋治君）

それでは、上程となりました議案第59号について御説明を申し上げます。

説明の前に、本日、お手元の方に今回の改正に伴います影響額表を資料として配付させていただいておりますので、その点もよろしくお願いを申し上げます。

それでは、愛西市職員の給与に関する条例等の一部改正について。

愛西市職員の給与に関する条例（平成17年愛西市条例第45号）等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由としまして、平成22年8月10日に出されました人事院の国会及び内閣に対する給与改定に関する勧告にかんがみ、職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の改定をするに伴い、改正する必要があるからでございます。

おめくりをいただきまして、1ページをお願いいたします。

愛西市条例第18号：愛西市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例ということで、恐れ入りますけれども、資料の59号資料2、愛西市職員の給与に関する条例等の一部改正の概要に基づきまして御説明をさせていただきますので、資料2をお願いいたします。

初めに、このたびの給与改定の内容と考え方でございますけれども、民間給与との格差、これはマイナスでございますけど、格差を解消するために、月例給、期末・勤勉手当の引き下げ、それから50歳代後半層の職員の給与水準是正のための措置及び給料表の改定をあわせて実施するものでございます。

それでは、改正点につきまして、順次説明をさせていただきます。

初めに1でございますけれども、50歳代後半層の職員の給与の抑制措置でございます。具体的に申し上げますと、当分の間、55歳を超える行政職給料表6級以上の職員につきまして、給料月額、地域手当、期末手当及び勤勉手当の支給額から1.5%を減額するものでございます。

2につきましては、一般職の職員の期末・勤勉手当を民間の支給割合に見合うように、支給月数を「4.15月」から「3.95月」に0.2月分引き下げを行うものでございます。12月の期末手当につきましては、現行の「1.5月」が「1.35月」に、勤勉手当につきましては、現行の「0.7月」が「0.65月」に引き下げとなります。再任用職員の期末・勤勉手当につきましては、支給月数を「2.2月」から「2.1月」に0.1月分引き下げを行うものでございます。

3につきましては、1による解消分を除きました残りの公務員と民間の給与差を解消するために、中・高齢層を対象に、平均改定率を減額の0.1%の給料表の引き下げを行うものでございまして、行政職及び単純労務職の給料表が改定となります。

おめくりをいただきまして、4につきましては、4月から、この改定の実施時期、すなわち4月から11月分までに係ります公民格差相当分0.19%を解消するために12月分の期末手当の減額調整を行うものでございます。

具体的に申し上げますと、ことし4月の給料、諸手当の0.28月に、先ほども言いましたように、4月から11月分の8月分を掛けたものと、6月の期末・勤勉手当に0.28%掛けたものを12月の期末手当から減額するものでございます。

5につきましては、18年4月に実施されました給料表の切りかえに補償された経過措置の引き下げの関係でございます。

(1)につきましては、平成21年改正条例で規定されておりました減額改定職員につきましては、平成21年の経過措置額の引き上げ率と今年度の給料表の最大の号給別改定率を掛け合わせました0.9959を経過措置額に掛けるというものでございます。

(2)につきましては、(1)以外の職員について、今年度の俸給表の最大の号給別改定率であります0.9983を経過措置額に掛けるというものでございます。

おめくりをいただきまして、12ページの附則をお願いいたします。

附則第1条につきましては、今回の条例の施行期日につきましては、第1条、第3条につきましては本年12月1日、第2条につきましては23年4月から施行するというものでございます。

第2条につきましては、先ほどの議案第59号資料2の4項目めで説明をさせていただいたことを記載してございます。

第3条におきましては、平成22年4月1日前に55歳に達した職員の附則第11項の規定の適用についての読みかえが記載してございます。

第4条につきましては、委任を述べております。

第5条につきましては、給与条例附則第11項の規定の対象となる職員でございまして、育児短時間勤務を行っている職員についての附則第11項の規定の適用についての読みかえでございします。

第6条につきましては、給与条例附則第11項の規定の対象となる職員で、介護休暇を取得している職員について、勤務時間1時間当たりの給与額の読みかえでございます。

以上で議案第59号：愛西市職員の給与に関する条例等の一部改正についての説明とさせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。以上です。

#### ○議長（大宮吉満君）

次に、議案第59号の質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

6番・永井千年議員。

#### ○6番（永井千年君）

まず、基本的なところからお尋ねしたいと思いますが、人事院勧告の完全実施の問題であります。人事院勧告の完全実施を求める、総務省が11月1日に各都道府県に地方公務員の給与改定に関する取り扱いなどについてという副大臣通知が行われておりますが、この副大臣通知をよく読んでみますと、あくまで地公法第59条及び地方自治法第245条に基づく事後的な助言であって、強制力、法的根拠のない留意事項の提示ではないかというふうに思います。

現にこの文章の中でも、各地方公共団体の給与実態などを十分検討の上、議会で十分審議せよと。議会での審議まで言及をしています。つまり、機械的に人事院勧告どおりに実施するのはおかしいのではないかというのが私の思いであります。

なぜ愛西市は、一貫して人事院勧告について完全実施しているのか、市の考えをまず伺いた

いというふうに思います。

説明として、この周辺も含めてですが、完全実施しない自治体、あるいは時期をずらす自治体、いろいろあると思うんですね。それは、それぞれ今の状況を考慮しながら決めているわけでありまして、愛西市の場合は、陰ではいろいろ言われるけれども、公式の場では一切そういうことについて言及せずに、この間、完全実施をしてきたというふうに思いますので、周辺の状況なども多分つかんでみえるだろうと思いますけれど、説明をいただきたいというふうに思います。

それから、影響額についてであります。特に22年度の給与の削減は、地域手当の8%から3%への削減によって、既に資料によりますと、最も少ない職員で17万1,307円、最も多い職員で67万5,487円削減されております。そして、その上に今回の削減というわけでありまして、削減額が多い職員では年間84万円を超える、年間給与に占める比率は10%も超える削減ということになる職員もあるわけでありまして、このような、かつてなかった削減が行われることになるわけでありまして、特に、この中でも50代をねらい撃ちにしたような削減、二重、三重に50代を削減すると。これは、言うなれば年齢差別、後期高齢者でも年齢差別ということが言われましたが、ではないかという思いを強く持っています。特に50代については、子供の教育などに大変なお金がかかる時期でありまして、50歳代の職員の生活への影響をどのように考えているのかと。周辺の自治体では、50歳代を超える職員の1.5%削減を、今回行っていないというケースもあるわけでありまして、その点、特に愛西市の特殊性としては、8%から3%の削減が同時に出てきたということでありまして、当然、トップの市長はその点まで配慮して考えなくちゃいけないというふうに私は思いますが、いかがでしょうか。

それから、各項目について、1人当たりの平均の金額、そして総額、それから、ここにはモデルケースとして42歳と56歳というふうに書いてありますが、各年代の、このケース以外の試みの計算をやってみるのであれば、もう少し詳しく説明をしていただきたいと思います。

それから、ラスパイレス指数ということが言われておりまして、愛西市は80%台と、95%を超える弥富市などと比べましても大変低い金額で、今回の改正でますます低くなるというふうに思いますので、ぜひその点もどのような配慮がされたのか、説明いただきたいと思います。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

まず最初に、愛西市としては、人勸の一貫して完全実施をしていると、そういうようなことでの考え方でございますけれども、永井議員、本当に私ども職員のことについて御心配をいただいていることについては深く感謝を申し上げる次第でございますけれども、私ども公務員といたしまして、愛西市独自で人事院みたいに、このような調査ができればいいわけなんです。とてもしそういうようなことはできません。そういう中におきまして、愛西市となつてからでもそうでございますが、人事院勧告に従いまして、私ども、今回は下がりますけれども、以前には上がる時もあったわけでございます。そういう中で、人事院勧告どおりやってきたというのが現状でございますので、御理解をいただきたいと存じます。

それから、年齢の差別というお言葉でございましたけれども、特に55歳以上の関係が今回あ

るわけですが、これというのは、私が考えますに、今現在は60歳定年ということですが、60歳定年が延長をとというようなことが検討されております。そういう中で、その延長的な要素も当然含んでいるのではなかろうかなと、そういうような気持ちで考えておるわけですが。

それから、項目別的な、影響的なことですが、この件につきましては、今お示しをさせていただいておるのが42歳の係長クラスで、配偶者と子供2人を扶養した場合のものと、それから56歳の課長での配偶者、子供2人の扶養ということですが、今回の影響額の最大で申し上げますと、19歳の主事級で当然扶養もないわけですが、最小といたしましては3万4,633円になります。それから、最大といたしますと、58歳の部長クラスで、配偶者と1人扶養ということで17万7,252円と、こういうような額の開きがあるわけですが。そういう中で私どもといたしましては、本当に下がるということは忍びがたいわけですが、先ほども言いましたように、今日までそのような趣旨で来ておりますので、今回もこのようなことでも出させていただきます。

それから、今、一つ答弁が漏れましたけれども、完全実施している中の周辺の状況ということでございますが、私ども55歳以上の減額について実施しないということで聞いておるのは、ここの近況でいきますと、弥富市さんはやられなかったということ聞いております。それ以外に尾張22市の中では、弥富市さんも含めまして6市あるということで聞いております。

それから、先ほどラスパイレース指数の関係も触れていただきましたけれども、ラスパイレース指数につきましても、今議員が申されましたように、愛西市におきましては、21年度のラスパイレースというのは89.4%でございます。弥富市さんにつきましては95.5%ということで、先ほども言いましたように、一部の地域においては完全実施はされなかったわけですが、ラスパイレース指数につきましても、来年の関係については、ほとんどの市がこのような形で行われますので、そのような形であらわれてくるんじゃないかなと、そういう気持ちでおります。以上です。

## ○6番（永井千年君）

人勧どおりやってきたことは事実ですが、ここの通知文書の中で一番大事なのは、各団体の給与実態をどう見るかということが、きちんと議会の中でも審議せよとっているんですね。だから、今、いろいろ数字を上げられましたけれども、愛西市の給与実態をどのように見ているのかと、そここのところの理解がきちっと説明されないといかんと思うんですね。説明の仕方としては、やはり他市との比較だとか何かが大きな意味を持ってくるだろうと思います。その点で、さらに今回の場合は地域手当の全廃という特殊性もあると。そういうことを議会の中できっちり議論していくというのが、副大臣の通知の内容ではないかというふうに思いますので、その点で、今の説明ではどのようにとらえてみえるかというのはどうもわかりにくい説明だったというふうに思いますが、その点、もうちょっと突っ込んだ説明をしていただけないでしょうか。

今後もやはりそういう点を考えれば、ただ機械的に人事院勧告完全実施ということではなくて、

ケース・バイ・ケースで、その都度その都度検討していくということが必要だろうというふう  
に思いますが、その点もそういう考え方に立つわけにはいかないのかどうか、答弁を再度求め  
たいというふうに思います。

それから、影響額ですが、今17万7,252円、58歳の部長級ということで説明がされましたの  
で、67万5,482円という地域手当の全廃に伴う数字と合わせますと85万2,734円、単純に足すと  
そういう数字になりますけれど、年度で計算しているのか、あるいは1月から12月で計算して  
いるのか、年度計算だろうと思いますけど、改めてこの数字、今回の改正だけではなくて、年  
間で最小の影響額と最大の影響額をきちっと示していただけないでしょうか。

**○総務部長（水谷洋治君）**

まず、1点目の他市との比較を含めてどうだということでございますけれども、他市におき  
ましても、現実にほとんどの市が人事院勧告に向けて見直しをされておりまして、そういう中  
で、こういうラスパイレスというのが出てきておると、そういうふうで理解いたしております。

そういう中で、確かに職員それぞれがラスというのはお互いに関心があります。そういう中  
ではありますけれども、これを今すぐ一遍に得心ということも当然考えられませんので、本当  
に我慢に我慢という言葉が妥当ではないかもしれませんが、そのような気持ちでおって  
くれる、またおるということで理解をいたしております。

それから、今後のことについてはどのように考えておるかということでございますけれども、  
先ほどの答弁と同じになりますけれども、いずれにいたしましても、今まで実施に従ってやっ  
てきております。そのような中で条例等もその都度改正をさせて今日まで来ております。そう  
いう中で、途中いいところだけ採用と、悪いところはやめるんだということになりますと、そ  
の都度の条例改正が準則等で来ますので、当然先になって支障を招くということもいけません  
ので、今としては、従来どおりの考え方でいきたいということでございます。

それと、先ほど私が影響額について申し上げましたけれども、この額におきましては、今回  
の人事院の改正に伴います額ということで御理解をいただきたいと思っておりますので、よろしくお  
願いいいたします。以上です。

**○6番（永井千年君）**

答弁漏れで、年間でトータルの数字と全体のトータルと、1人の年間トータル、それから、  
全部合計した年間トータルを説明していただきたいんですけど、計算はされていませんか。

全職員五百四十何人の平均でどうなるかという数字も。

**○総務部長（水谷洋治君）**

失礼いたしました。

今回の改正に伴いまして、1人当たりの影響額といたしましては、全体545人ございまして、  
1人当たり7万5,016円、単純に直しますとそのような額になります。

**○人事秘書課長（伊藤辰明君）**

人件費12月補正の影響額ということで、55歳を超える0.15%、期末・勤勉、給料月額  
の改正、あと特例措置ございまして、全体で影響額といたしまして、月額については4ヵ月分という年

度に換算しますと、4,083万3,455円が職員全体の影響額だと認識しております。

[挙手する者あり]

**○議長（大宮吉満君）**

3番・吉川三津子議員。

**○3番（吉川三津子君）**

こういった減給が続きますと、職員のモチベーションというか、そういうのも当然下がってくる心配というのがあると思うんですけれども、こういった減額に対して、職員に対してどのような説明をされて理解を求めているのか、その点について1点お聞きしたいということと、それから、先ほど弥富市については、55歳以上の減額については取り組んでいないというお話がありましたが、海部南部水道企業団とか一部事務組合とか、そういったところにも給与についての考え方の統一が必要になってくると思うんですけれども、その点、愛西市についてはどのような主張をしているのか。また、弥富市については55歳以上はなぜ取り組まなかったのか、その点と、そういった一緒にやっている一部事務組合等に対してどのような意見を持ってきていらっしゃるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

**○総務部長（水谷洋治君）**

まず、職員の理解の関係でございますけれども、これにつきましては、議会に本日提案をさせていただいております。その中で、先週の25日だったと思います。幹部会をさせていただきました。幹部会の席上におきまして、今回、幹部職員については議会に提案するというのも承知しておりますけれども、この議案について議決をいただいた前提でお話をさせていただきます。議決後においては、職員の皆様におきましては、この資料に基づきまして説明をさせていただきます。あくまで12月1日からの施行であるものですから、各部長から課長に通じ、課長から職員に周知してほしいと、そういう形で幹部会に説明し、促したところでございます。

それから、2点目の職員の統一の関係でございますけれども、先ほども申しましたように、22の尾張地区の人事担当課長会議がございました。その席でこのような議論となりまして、愛西市からは人事秘書課長が出席をしてくれましたけれども、その中で、6市においては人勧どおりやりませんよと、そういうことを言われましたが、具体的な理由的なものは言われなかったということで聞いております。

それから、弥富市だけなぜということ、具体的な理由までは聞いておりません。あま市にしても津島市にしても、このような形で進められておるということで理解いたしておるところでございますので、よろしく願いいたします。

**○市長（八木忠男君）**

私の方からも、この件につきましては、担当が申しあげました人事院勧告を尊重してということでも進めてきておりますし、今後もそういう考え方です。

そして、弥富市さんからは、うちは55歳以上はしないんですけども、南部水道はどういう考え方ですかと、私の方に非公式でありました。私は、私どもの愛西市の進め方をお伝えしまし

た。先般26日には、休日・急病診療所、一部事務組合、これも私どもと同じ考え方で進んでおります。

### ○3番（吉川三津子君）

ぜひ職員の理解を得るためには、なぜ弥富市が55歳以上には手をつけなかったのか、そういった理由をきちんとしないと、職員の理解というのが得られないと思うんですね。その辺、きちっとぜひしていただきたいということでお願いをしたいと思います。

### ○議長（大宮吉満君）

他にございませんか。

[挙手する者あり]

21番・山岡幹雄議員。

### ○21番（山岡幹雄君）

数点、今回のことについてお伺いさせていただきます。

先ほど議員さんの方から、人事院勧告に基づいて、今回減額になるということの御説明はございました。

私も職員の折には、人事院が何かなということでも全然理解しておりませんでした。それで、今回の人事院の改正による根拠、テレビ、マスコミ等で私も見ておりますが、民間と国家公務員の格差ということで、公務員の方が相当給料が上ではないかということで、そのような御説明と、まず条例、私の家にもございますが、条例の中でも人事院に何かということは一切書いてございません。なぜこういう形で人事院のお示しされたとおりに愛西市がやられるかということと、それで職員の対しての説明なんです、具体的に、本当に田中角栄という方がお見えになったときには、私の方も給料を余分にいただけますから、何も文句は出ません。ですけど、このような減額のときには、回覧等が回って、こういうふうな形だと。それで、きちんとした説明、なぜこういうふうになったか。景気がこういうふうに低迷しているから、こういうふうには財源がないからと、いろいろな理由はあるかと思いますが、そのことをきちんと説明をお願いしたいということと、あと別表で、1級から7級までであるわけですが、号級が7級からずうっと来ると2級が125、1級が93になるわけですね。これはなぜかということで御説明をお願いします。

それと、愛西市のラスパイレスの平均が89.4という御回答がございました。最低と最高はどれぐらいか。

あと、先ほど比較の表をいただきました。それで、各主任、係長、補佐、課長で、一番若い方の年齢がどれぐらいであるのか。平均という形でいつも御説明があると思いますので、今愛西市において、主任、係長、補佐、課長の一番若い方の年齢のみで結構でございますので、よろしく願いいたします。

### ○総務部長（水谷洋治君）

まず最初に、人事院的な根拠的なことということでよろしゅうございますでしょうか。

まず、山岡議員が申されたように、人事院といたしましては、今回につきましては企業規模

でいきますと50人以上、かつ事業所規模といたしましては50人以上の全国の民間事業所5万1,000の中から無作為抽出によりまして、1万1,100の事業所を対象に調査をされたそうございまして、それで、公務員の行政職の給料表との類似と認められます事務関係とか技術関係の職種22種類の約40万人の方と、研究院並びにお医者さんなど56種類の6万人の方を対象として、ことしの4月に支払われております給与の月数の調査がされました。その調査完了率といえますのは89.7%でございます。そういう中におきまして、公務員が月例給につきましては民間を上回っておりましたし、ボーナスにおきましても支給月数が上回っておったと、そういうことから、今回このような改正になったわけでございます。

それから2点目の、まず給料表が各級によってまちまちだというような理解だと思いますけれども、この給料表につきましては、国家公務員の給料表等の関係を引用させていただいておりますので、このような形で来ますので、愛西市におきましてもこのような形となります。

それから、役職別というか、私ども年代層によつての今回の影響額的なものということしか把握していませんが、そういうことでお許しいただきますでしょうか。

すみません、役職別の年齢というのはちょっと……。

#### ○21番（山岡幹雄君）

役職、主任、係長、補佐、課長で一番若い方の年齢は何歳の方ですかということと、ラスパイレスの最高、最低。あと、条例等にどうして載っていないのに、こういう人事院のあれをやられるかという、基本は条例だと思うんですけど、その辺が。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

どうも御無礼しました。

ラスパイレス指数の一番最高というのは、愛西市といたしましては、21年度でいきますと89.4でございます。

#### ○21番（山岡幹雄君）

最高と最低ですよ。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

これは、市全体しか把握いたしておりませんので、お願いいたします。

年齢別でのラスパイレスというのは出ておりませんので、あくまで愛西市一本としては89.4ということでございますので、よろしくお願いいたします。

#### ○21番（山岡幹雄君）

私の質問が悪くて、なれんもんで申しわけございません。

一応、私がお聞きしたかったのは、ラスパイレスで比較したときに、職員1人の最高の方と最低の方が個々に違うと思うんですわ。それはまたすみません。

それと、主任とか課長で一番若い方は、年のことをお聞きしたかったんですけど、それで、2回目ということで、先ほど御説明がありました4月の初任給の給料に基づいて、今回の減額になったということ、職員の皆さんに周知徹底させていただいた方が、私はいつも思うんですけど、先ほど言いましたように、給料は上がったときは、多分職員の方々からいろいろ苦情

は来ないと思うんですけど、下がることによって、皆さん同意していないということで御理解されたい部分がありますので、その辺、よろしくお願いします。以上です。

○市長（八木忠男君）

山岡議員、自分が職員のころは、あまり人事院勧告を存じませんということではいかんわけで、私ども職員は、当然そういう状況を知りつつ勤めてもらわないけません。そして、例を挙げて申しわけないんですが、山岡議員の同級生の方がありましたら、一度、今までのずうっと五十数年間の給与はどんなふうだったと照らし合わせて見てください。人事院勧告、民間との格差是正ということで、戦後、ずうっと来た職員の皆さんの給与のころから、それはそのときに職員は上がりました。それが合わせられてきた過去の歴史でありますので、そこら辺は御理解いただかないと、私どもラスパイレスが低いです。それは、2町2村時代の残りでありますけれども、職員間の給与体系の是正もしつつ今進めているわけでありますので、その点は御理解をいただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（大宮吉満君）

5番・下村一郎議員。

○5番（下村一郎君）

お尋ねをします。

人事院の勧告がどうだこうだ、どういうやり方だということは聞きましたが、この勧告は、人事院の、民間給与の調査結果と、人事院はどこと比較をしたのか。つまり国家公務員と比較して、そのラスパイレスが100だとすると、100に対して民間よりも高過ぎるという計算をしたのか、どういう数字を使ったのか。これがはっきりしないと、理屈は、質問をあと続けられないから、それをはっきりしていただきたい。

○総務部長（水谷洋治君）

今申し上げましたように、人事院が調査をした中におきまして、要は公務員の行政職の給料表と類似と認められます事務とか技術関係の職種の方、約40万人と、研究員とかお医者さんなど56種の方の6万人を対象とした4月に払われた給料と、今公務員がいただいておりますの給料との比較ということで理解をいたしておるわけでございます。

○5番（下村一郎君）

どこの公務員。

○総務部長（水谷洋治君）

国家公務員ということで理解しております。

○5番（下村一郎君）

先ほど、市長もラスパイレスは低いとお認めになっておられるし、あなた方も答弁で89と言われておるんですね。国家公務員を100として考えた場合に、そうすると89というのは、89と民間の給与、何万社かと比較した場合に、愛西市の給与はどこに位置するのかと。つまり、ラスパイレス指数が89でしょう。民間給与を今回調査したんでしょう。それは、国家公務員と

比較したわけでしょう、いろんな職種で。それで、今回のマイナスという勧告があったわけでしょう。そうすると、愛西市は、民間の調査したもののどこら辺に行くのかと、超えておるのか、下なのか、勧告が必要なほど高いのかでしょう。だから、僕が思ったのは、弥富市ほか6市が改定を提案しなかったといっておるのは、そこらの関係じゃないですか。つまり何でも人事院勧告、人事院勧告というふうに楽しんでおられるが、そんな話じゃないんだわね。いいですか、ラスパイレス指数が低いのは自慢にならない。愛知県で最低で、これは自慢にならない。これは直さなくちゃいかん。それじゃなければ、先ほど質問がありましたように、職員のやる気が出ない。そうでしょう。だから、本来ならば、この人勧の提案はなしにすると、低ければ、まず、近づけなくちゃいかん、世間並みに。そういう理屈が成り立つんじゃないかと思いますが、どうですか。そういう点、職員のやる気やる気と言われても、安ければやる気は出てこないです。だから、それはそんなお上手を言っておったらいかんもんで、低ければ是正するというふうにしなくちゃいかん。いや、人事院勧告はみんなよそもやっているからしようがないというのであれば、それは次のときに是正するようにすると。下げることばかり考えておったらいかんですよ。上げて、褒めて使わないかん、職員は。そういうことを言いたいんですが、私の意見を言っちゃうような話ではいかんですけど、いずれにしてもどうですかということをお聞きしたいんですよ、そこらを。

**○副市長（山田信行君）**

いろいろ職員側の身に立って御質問やら御意見をいただいております感謝をいたしておりますけれども、私どもの給与改定、従来も人事院勧告に沿っての条例改正をして給与支給を受けてきております。現時点では、民間の景気も悪いし、また雇用も低迷している状況、そういった中で、民間が厳しければ、それと並行して公務員の給与も是正されるのは適当な方法だと思っております。先ほどの御意見ですと、公務員は一律ラスが100%に近い、一定の給与じゃなければならないという御指摘がございましたけれども、民間の会社でも、やはり給与はでこぼこがあると思います。景気のいいところ、また大企業、中小企業と、それぞれの区別があると思いますので、そういった全国的規模で人事院が調べて、勧告をされたという結果としては、私どもはきちんと受け入れていかねばならないと思っている。また、将来にわたっては、そういった人事院勧告の内容なども精査をしつつ、比較できる時があれば、そういったものは勉強していきたいと思っております。

**○5番（下村一郎君）**

3回目でいかんというの。

**○議長（大宮吉満君）**

はい。

**○5番（下村一郎君）**

いや、間違っって受けとめられておるから困る。

ラスパイレスを100にきなさいと言っていないません。世間並みと言った。ラスパイレス100が世間並みじゃないですよ。ラスパイレスより低いところも随分ある。弥富が95でしょう。だか

ら、そういう発想をとっていきべきだと思うんですよ。だから、人事院勧告は何でもにしきの御旗というか、三種の神器とか水戸黄門の印籠ということでは困る。そういうことを僕は言いたかったんで、そういう意味では、やはり世間並みの待遇はしていってもら必要があるということからのことでお尋ねしておるんで、ラスパイレス100にしてくださいと言ったつもりは全然ない。厳しいですよ、今。だから、給与に対する皆さんの目線は、職員に対しても議員に対しても厳しいです、物すごい。大変な状況だから、今の経済状況は。やっていけない状況が続いているわけですから、それはわかりますよ。だけれども、世間並みは必要と。世間並みのように下げられれば、それは世間並みとしてみんなが理由がつくけれども、給与のもとが世間並みよりも低いとなると、これはまた違う話。だから、そういう点で考えてみる必要があると思うんですが、その点についての見解を改めてお聞きします。

**○副市長（山田信行君）**

ありがたい御意見をいただきましたので、今後、私どもも一層そういった点について、もう少し研究やら勉強してみたいと思っています。

**○議長（大宮吉満君）**

これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となりました議案第59号につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第59号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、議案第59号の討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

6番・永井千年議員。

**○6番（永井千年君）**

幾つかの問題点が浮かび上がってきたと思いますが、今回の職員給与削減の提案というのは、中・高齢層の月例給の平均0.1%の引き下げ、55歳を超える行政職の6級相当以上の職員の給与の一律1.5%の減額、そして一時金の0.2ヵ月引き下げなどを内容とするものでありますが、年間の今回の平均給与、年間の影響額については、平均で9万4,000円というふうに言われているんですね。先ほど7万5,016円というふうに言われましたが、これは愛西市の職員の給与の低さを反映した数字になっているのではないかというふうに思います。

特に今年度、愛西市は地域手当を廃止し、合わせますと、先ほど申し上げましたように、部長級で最高額で85万2,734円、そういうかつてない削減額で、生活への影響ははかり知れないものとなるというふうに思います。

55歳を超える職員に対する一律の定率減額は、生活実態や生計費の原則も無視した年齢差別

ともいふべき賃金削減であり、道理がありません。そして、市職員の賃金の引き下げというのは、全国的に言えば関連で700万円とも言われ、その影響で賃金が決まる人も含めると、働く人の2割を超えるとも言われています。

こうした大きな影響を及ぼす市の職員の給与の削減、愛西市の労働者の賃金にも当然大きな影響を及ぼすわけでありますので、今申し上げましたようなことを全く考慮せずに、国の言うままに職員給与の削減を行うことは、地域経済の立て直しという観点からいっても大きなマイナス影響を及ぼすものであり、今回の提案は認めるわけにはいかないと思います。

以上、反対討論といたします。

**○議長（大宮吉満君）**

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第59号を採決いたします。

議案第59号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第27・議案第60号（提案説明・質疑・討論・採決）**

**○議長（大宮吉満君）**

次に、日程第27・議案第60号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

**○総務部長（水谷洋治君）**

それでは、上程となりました議案第60号について御説明申し上げます。

愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について。

愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成17年愛西市条例第39号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由としまして、平成22年8月10日に出されました人事院の国会及び内閣に対する給与改定に関する勧告にかんがみ、議会の議員の期末手当の改定をするに伴い改正する必要があるからでございます。

おめくりをいただきまして、愛西市条例第19号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例ということで、これにつきましても、先ほどの59号の資料2の3ページをお願いいたします。これにつきましては、議員の期末手当の月数を

「3.1月」から「2.95月」に引き下げるものでございます。本年6月期の期末手当は、既に支給済みとなっておりますので、今回の12月期では、現行の「1.65月」を「0.15月」引き下げまして、1.5月とするものでございます。23年度以降につきましては、6月期を1.4月、12月期を1.55月にそれぞれ改めるものでございます。

お戻りをいただきまして、附則といたしましては、この条例は、本年12月1日から施行する。ただし、第2条につきましては、平成23年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第60号の説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

**○議長（大宮吉満君）**

次に、議案第60号の質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

21番・山岡幹雄議員。

**○21番（山岡幹雄君）**

今回の愛西市の議員の議員報酬の費用弁償に関する一部改正について、少し質問します。

先ほど59号の中の御説明でありましたように、比較が人事院の一般給与と国家公務員のものに基づいておやりになられたと。

次に、議員の、先ほど市長から私に御意見があったと思われるんですが、職員のとときにはわかっているはずだと。私、今議員になって初めて見させていただくわけでございますが、なぜ人事院の関係で議員の手当を対象として議案に提出されるのか。また、あとの特別職の市長、教育長もそうなんですが、なぜ人事院の関係なんですか。なぜかという、国家公務員と一般の職員は、給料は年々下がったり上がったり、議員は上がるんですか。ずうっと一緒ですよ。ですから、なぜ人事院勧告等の対象に基づいて、今回、こういう形でやられるのか、ちょっと御説明をお願いしたいと思います。

**○総務部長（水谷洋治君）**

特別職並びに議員におきましても、国家公務員の指定俸給表の適用ということに準じて行われてやってみえまして、月数の根拠につきましては、そういうような形に準じて行われておりまして、このような今回の改正でございます。以上です。

**○21番（山岡幹雄君）**

どうもありがとうございました。

[挙手する者あり]

**○議長（大宮吉満君）**

3番・吉川三津子議員。

**○3番（吉川三津子君）**

議会の期末手当が出るたびに、私は愛西市の条例の中で市長の判断で加算分が加算されるという条例に大変こだわっているんですけども、今回も0.2ヵ月分、市長の判断で加算がされているわけですが、何度もこの問題を取り上げてきて、全国的にこういったことが問題である

から、条例改正がされた事例があるのか、その辺のところについてお調べいただいたのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○総務部長（水谷洋治君）

私も人事担当課長会議をしていたときに、当時の課長ともいろんな意見交換をした中で、このようなことについては、一般的に行われてきておりまして、改正されたということは聞いておりません。

〔挙手する者あり〕

○議長（大宮吉満君）

3番・吉川三津子議員。

○3番（吉川三津子君）

ぜひ条例の中で、私は、市長のお手盛りで議員の期末手当が決められるというように、条例を読むと解釈ができますので、ぜひ全国的な動きとか、全国で第1号になっていただいても結構ですので、ぜひこの辺のところを改めるような検討をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（大宮吉満君）

6番・永井千年議員。

○6番（永井千年君）

議員報酬はどうあるべきかというのは、やはり市民にきちんと聞いて、首長が一方的に決めるわけでもない。議会が一方的に決めるわけでもない。やはり市民の声をきちんと聞いて、報酬を定めていくということが必要だろうというふうに思いますが、その点で制度的に市民の意見を聞く機会をきちんと持つという点で、提案する側は何か考え方はあるんでしょうか。

○総務部長（水谷洋治君）

市民の意見を聞くということについてでございますけれども、まず考えられますのは、報酬審議会じゃなかろうかなと。そういうようなことを思うわけでございますが、そういう中におきまして、今、私どもが思いますのは報酬審議会ということであろうかと思えます。そのような中で、このような大変厳しくなっております中で、今のこの削減率等を見ても、国家公務員に準じて、私どものものでおきますと、割り返したりすると、数字的にはほんの1,000円ぐらいのところかなと、そういう把握を持っております。これ、他市の状況等も見た中で対応していかなければならないなということを感じておる次第でございますので、よろしく願いいたします。

○6番（永井千年君）

今、名古屋市で議員報酬の是非について議論になっておりまして、私たちの名古屋市議員団が、市民に意見を聞くという前提で、仮のたたき台として1,000万という数字を名古屋市の場合は示されたと。ところが、アンケートをやってみたところ、一番多かったのは800万だったということで、市民の声を聞いて、再度800万という提案をしているわけでありまして、じ

やあ愛西市では、議員の働きなどからいって幾らの報酬がふさわしいのかということについては、またこれは名古屋市とは違うわけで、あのような大きな20万人、30万人を相手にしてやっている議員活動と、6万人の市の規模での活動というのは、私が立田村時代に八千数百人を相手にして議員活動をやらせてもらったときとも今違いますし、そういう点でふさわしい議員の報酬は何かということが当然あるだろうと思います。

やはり私は、六百数十万という今の報酬については、全体として市民の意見を聞いても高いというふうに思われる方が大変多いわけでありまして、その点で、今回の提案については、人勧の実施という観点ではなくて、そういうところから妥当かどうかということを考えていただければならないだろうと、そういう点で今回の引き下げについては是認すべきだというふうに考えていますが、今私が言った意見については、総務部長はどのように思われるのか、ちょっと御意見を伺いたい。

○総務部長（水谷洋治君）

私が議員さんの報酬額についてとやかくという立場ではないのでございますので、御意見としては控えさせていただきたいと存じますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（大宮吉満君）

これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となりました議案第60号につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第60号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、議案第60号の討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

3番・吉川三津子議員。

○3番（吉川三津子君）

何度も申しわけございません。

賛成の立場で討論させていただきます。

減額ということで職員の皆様とともに痛みを分かち合うという面で、これはやむなしということだと思っておりますけれども、やはり加算分というところに私は大変こだわっておりまして、実際には公表されるのが1.5ヵ月分ということで、市民の方に公表されると思います。しかし、

現実には加算分の0.2ヵ月があるということで、実際には1.5ヵ月分の支給よりも額が高額になりますので、より市民に正確に知らせるためにも条例改正ということをお願いして、賛成討論とさせていただきます。

**○議長（大宮吉満君）**

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第60号を採決いたします。

議案第60号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第28・議案第61号（提案説明・質疑・討論・採決）**

**○議長（大宮吉満君）**

次に、日程第28・議案第61号：愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

**○総務部長（水谷洋治君）**

それでは、上程となりました議案第61号について御説明申し上げます。

愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。

愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成17年愛西市条例第42号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、平成22年8月10日に出されました人事院の国会及び内閣に対する給与改定に関する勧告にかんがみ、特別職の職員の期末手当の改定をするのに伴いまして改正する必要があるからでございます。

おめくりをいただきまして、愛西市条例第20号：愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例ということで、先ほど申し上げましたように、これにつきましては、市長、副市長の期末手当の月数を「3.1月」から「2.95月」に引き下げるものでございます。

内容といたしましては、先ほどの議案第60号と同様でございます。

戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は、本年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定につきましては、23年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第61号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

**○議長（大宮吉満君）**

次に、議案第61号の質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

6番・永井千年議員。

○6番（永井千年君）

特別職につきましては、既に市長は10%を2回減額されているという、それとの関係で、今回の提案はどのように考えてみえるのか。これは市長に聞いた方がいいかと思いますが、考え方の説明をしていただけませんか。

○市長（八木忠男君）

永井議員の質問にお答えします。

私の報酬10%カットは公約でありますし、過去、佐織時代は5%、そして市長にならせていただいて10%ということであります。当然それは別として、先ほど来申し上げております人事院の勧告に沿って進めているわけでありまして、先ほど0.2の話もありましたが、地域手当の、市町村長もついているところとついていないところ、いろんなパターンがありまして、個々にそういうことを申し上げるといけません、私どもはつけてございません。そして、議員報酬、あるいは市町村長の特別職の報酬は、報酬審議会で検討していただいているわけでありまして、これも議員の皆さん方、経験の皆さんは、過去、議員報酬がどのように今まで推移していたか。2町2村時代から、そして市になって、御存じのとおりであります。ですから、先ほど永井議員がおっしゃっていただきました、そうした報酬の考え方、今まさにマスコミをにぎわしているわけでありまして、議員の皆さん方がそうした検討をしていただくのはやぶさかじゃございませんし、いろんな提案がございますればと思っております。以上でございます。

○6番（永井千年君）

市長に伺いたかったのは、職員が部長級で最高額85万を超える減額というふうになっていると。それに比べて市長の減額はということはお考えにならなかったのかどうか、ちょっとその点だけ確認させてください。

○市長（八木忠男君）

私、首長をずうっと12年、これでやらせてきていただいております。その間、人事院勧告が何度もありました。上がる時も下がる時もありました。その折々、今の考え方できておりますし、それについて私の給料をカットとか、そういうことは考えてございません。

○議長（大宮吉満君）

これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となりました議案第61号につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第61号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、議案第61号の討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第61号を採決いたします。

議案第61号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第61号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第29・議案第62号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第29・議案第62号：愛西市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（水谷洋治君）

上程となりました議案第62号について御説明申し上げます。

愛西市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について。

愛西市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成17年愛西市条例第44号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、平成22年8月10日に出された人事院の国会及び内閣に対する給与改定に関する勧告にかんがみ、教育長の期末手当を改定するに伴い改正する必要があるからでございます。

おめくりをいただきまして、愛西市条例第21号：愛西市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例ということで、これにつきましては、教育長の期末手当の月数を「3.1月」から「2.95月」に引き下げるものでございます。

内容といたしましては、議員並びに市長、副市長の60、61号と同様でございます。

お戻りをいただきまして、附則といたしましては、この条例は、本年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定につきましては、平成23年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第62号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（大宮吉満君）

次に、議案第62号の質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

ただいま議題となりました議案第62号につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、議案第62号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、議案第62号の討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第62号を採決いたします。

議案第62号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第62号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大宮吉満君）

以上をもちまして本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は12月7日午前10時より再開しますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後0時37分 散会

